

## 特定秘密の保護に関する法律案の成立に反対する緊急会長声明

平成25年11月27日

東京司法書士会  
会長 清家亮三

国民の権利の擁護と公正な社会の実現を使命とする司法書士として、当会は下記理由により特定秘密の保護に関する法律案（以下「本法案」という。）の成立に強く反対する意思を表明するものである。

昨日、衆議院は、唐突に本法案を修正の上、可決した。

しかしながら、以下の通り主要な問題点だけを見ても、本法案には法としての大きな欠陥が存在していると言わざるを得ない。

そもそも国の情報は本来国民のものであり、それを知る権利は国民主権と民主主義の原理の基礎となるものである。我が国の情報の公開の現状においては、さらなる公開こそが図られるべきであって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律や公文書等の管理に関する法律等の運用のあり方について、抜本的な改善がなされる必要がある。

政府及び国会は、本法案に関し、国内各種団体からのみならず、海外の人権専門機関やNGOなどからも、基本的人権や自由に対する制約となることへの強い懸念が繰り返し表明されていることに十分留意をすべきである。また、各種の世論調査において、国民の過半数が成立に反対し、8割以上が慎重な審理を求めているにもかかわらず、国会が拙速に議決を行ったことを当会は強く憂慮するものである。

国の安全保障と国民の知る権利との均衡においては、2013年6月に示された「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（いわゆるツワネ原則）を踏まえた検討がなされるべきである。

### 記

#### 1. 特定秘密として指定できる情報の範囲が広範でありかつ限定的でないこと。

特定秘密として指定できる情報は、「防衛に関する事項」「外交に関する事項」「特定有害活動の防止に関する事項」「テロリズムの防止に関する事項」についての法案別表に掲げる事項に関する情報とされている。

このうち、「特定有害活動」の例示定義として「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがある

るものを取得するための活動」と、また「テロリズム」については「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要（するための活動）」との、極めてあいまいな定義しかなされていない。また、「別表に記載された事項の情報」ではなく「別表に記載された事項に関する情報」と、解釈により指定範囲をほぼ際限なく広げていくことが可能な規定となっている。

## 2. 行政の長による特定秘密の指定に対し、その適否を検証する制度が設けられていないこと。

特定秘密として指定されるのは「公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」とされているが、この判断は行政機関の長が裁量的に行うこととされており、国民がその適否を問うことができない。

内閣総理大臣によるコントロールと、有識者の意見を聞いて定める特定秘密の指定及びその解除に関する統一的な運用を図るための基準が設けられることとされているが、これらはいずれも、第三者的な立場からの検証ではないし、その内容自体が国民に開示されるわけでもない。

公益上の必要による特定秘密の提供（開示）は、極めて限定された場合に限定された範囲でしか行われず、指定適否の検証としては制度的に機能し得ない。

## 3. 秘密に指定し得る期間が長期に過ぎること。

特定秘密指定の有効期間は、原則5年とされているが、最長60年まで更新することができることとされており、一定項目については永久指定も可能とされている。

このような長期指定が可能であることによって、秘密指定の適否を事後的に検証することもできなくなる。

## 4. 特定秘密を扱う者に対する適正評価は、プライバシーを侵害しかねないこと。

特定秘密を扱う者及びその家族・同居者・親族に対する適正評価を行うこととされている。その対象者の広さも大きな問題であるが、前記のとおり、特定秘密に指定し得る情報の範囲が広範であり非限定的であり行政の裁量に委ねられていることによって、適正評価の対象となる項目も必要以上のものに拡がっていく可能性が高く、プライバシ

一を侵害しかねない内容となっている。

#### 5. 刑罰規定として曖昧にすぎること。

本法案は、特定秘密の漏えい、不当取得、これらの共謀・教唆・扇動を犯罪として規定し、秘密保持を目的とする他の法律における刑事罰と比較して極めて重い刑を定めている。

特に、不当取得の手段が違法行為に限らない点、犯罪行為の実行自体ではなく共謀する行為自体あるいは教唆や扇動といった間接行為をも厳重な刑事罰で対処する点については、その有用性と必要性を慎重に検討すべきである。秘密漏えいの過失犯が設けられている点についても同様である。

前記のとおり、特定秘密に指定し得る情報の範囲が広範であり非限定的であり行政の裁量に委ねられており、国民が何が特定秘密であるかを知り得ない中では、本法案の犯罪の刑事裁判においては、特定秘密が秘密であるまま審理が行われる可能性がある。そうすると、罪刑法定主義に反し、公正な裁判を受ける権利という憲法上の基本的人権をも侵害するものと言わざるを得ない。

以 上